

# 後期高齢者医療制度

■問い合わせ先 住民福祉課福祉医療係 ☎(48) 1111 (内1119・1120)

## 保険証の更新について

- 現在、使用している保険証の有効期限は、7月31日までです。
- そのため、8月1日から使用できる保険証を、7月中旬から簡易書留郵便で発送します。
- ◇保険証の色が、青色からオレンジ色に変わります。
- ◇保険証は、有効期限を過ぎると使用できませんので、8月1日以降に医療機関などを受診するときは、必ず新しい保険証を提示してください。
- ※期限が切れた保険証は、8月以降に役場へお越しの際に返却していただくか、ご自分で破棄してください。

## 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

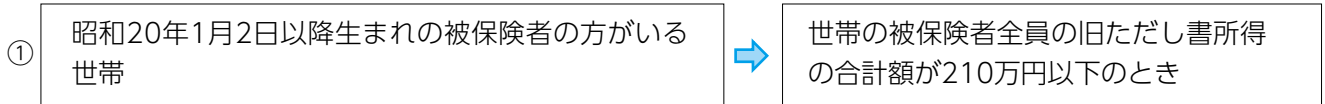
現在、減額認定証をお持ちで、平成29年度も引き続き住民税非課税世帯の方については、7月下旬に減額認定証を送付します。

### お医者さんにかかるときの自己負担は？

- お医者さんにかかるときは、医療費の一部を自己負担することになります。
- 8月から翌年7月までの負担割合は、世帯の前年の所得をもとに、判定します。
- ただし、判定後に所得更正(修正)があった場合は、再判定を行い、8月にさかのぼって適用します。
- 世帯員の異動(死亡、転入、転出など)があったときは、随時再判定を行い、負担割合が変わる場合があります。その場合、原則、異動のあった月の翌月から適用されます。
- ◎一般、区分Ⅱ、区分Ⅰの方 …… 1割負担
- ◎現役並み所得のある方 …… 3割負担

<b>一 般</b>	<b>1 割</b>
以下の「現役並み所得のある方」、「区分Ⅱ」、「区分Ⅰ」に該当しない方	
<b>現役並み所得のある方</b>	<b>3 割</b>
同一世帯に市町村民税の課税所得が145万円以上ある被保険者がいる世帯の方	
<b>区分Ⅱ</b>	
市町村民税非課税世帯で、区分Ⅱに該当しない方	
<b>区分Ⅰ</b>	<b>1 割</b>
世帯全員の各種所得(公的年金は控除額80万円で計算)が0円または、世帯全員が市町村民税非課税で、被保険者本人が老齢福祉年金を受給している方	

○「現役並みの所得のある方」(3割負担)と判定された場合でも、次の場合は「一般」(1割負担)の適用になります。



○次の場合は申請により翌月(申請日が1日の場合は当月)から「一般」(1割負担)の適用になります。

